

ケアフル訪問介護ステーション
(訪問介護・介護予防訪問介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ケアサービスが開設する、ケアフル訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問介護（介護予防訪問介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問介護（介護予防訪問介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定（介護予防）訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定（介護予防）訪問介護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 ケアフル訪問介護ステーション
- (2) 所在地 岐阜県美濃加茂市川合町2丁目7-21

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 9名

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき訪問介護サービスの提供に当たる。

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。

※但し、サービス提供はケアプランの定める曜日であれば、対応するものとする。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

※ただし、サービス提供はケアプランの定める時間帯であれば、いつでも対応するものとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護サービスの内容)

第6条 訪問介護サービスの内容は、以下の通りとする。

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体介護

(3) 生活援助

(利用料)

第7条 利用料金等は、以下の通りとする。

訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その一割又は二割の額とする。料金表は別添の通りとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員は訪問介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止について)

第9条 事業者は、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行動を行わないものとする。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、再検討記録等記録の整備や身体拘束等を行う場合の手引き等、厚生労働省策定の「身体拘束ゼロへの手引き」の内容を遵守し適正な取扱により行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町、七宗町とする。

(苦情処理)

第12条 当事業所は、提供した訪問介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第14条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は平成27年10月1日から施行する。

この規程は平成29年5月1日から施行する。(事業所の名称等の変更)

この規定は令和4年1月1日から施行する。(職員の職種・員数等の変更)

この規定は令和4年4月1日から施行する。(虐待防止に関する事項の追加)